第5の2の2—5(1)中「(評価住宅に限る。)」を削る。

第5の2の2—5(4)イ①中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。)」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第5の2の2—6(1)中「(評価住宅に限る。)」を削る。

第5の2の2—6(4)イ①中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。)」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第5の2の2—7(1)中「(評価住宅に限る。)」を削る。

第5の2の2—7(4)イ①中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。)」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第5の3の3—1(1)中「新築住宅」の下に「及び既存住宅」を加える。

第5の3の3—1(2)ロ②中「各等級」を「新築住宅に係る各等級」に改め、同②の次に次のように加える。

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級0の場合を除き、劣化対策に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、通常想定される自然条件及び維持管理条件の下において、構造躯体等に対し、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、劣化現象を軽減するために同表の(ろ)項に掲げる対策が講じられていること。

(い)	(ろ)
等級	講じられている対策
3	住宅が限界状態に至るまでの期間が3世代以上となるための必要な対策
2	住宅が限界状態に至るまでの期間が2世代以上となるための必要な対策
1	建築基準法に定める対策
0	その他

第5の3の3—1(3)イ①a(c)中「枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成3年農林水産省告示第701号)」を「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号)」に改め、同(c)中「枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号)」を「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」に改める。

第5の3の3—1(3)イ①f中「地域区分」を「地域の区分」に改める。

第5の3の3—1(3)ク①のaからcまで以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、平成12年建設省告示第1347号第1第2項第3号ロの規定に適合する高強度プレストレストコンクリートぐいの部分及び同号ハの規定に適合する遠心力鉄筋コンクリートぐいの部分については、この限りでない。

第5の3の3—1(3)ク②及び(3)に次のただし書を加える。

ただし、①本文ただし書に規定する部分については、この限りでない。

第5の3の3—1(3)の次に次のように加える。

(4)　評価基準（既存住宅）

次のイからニまでに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。)に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。

イ　木造

①　等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a　目視若しくは計測（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。以下(4)において同じ。)により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次の(i)から(viii)までに掲げる基準に適合していること。

(i)　外壁の軸組等

(3)イ①aの基準に適合していること。

(ii)　土台

(3)イ①bの基準に適合していること。

(iii)　浴室及び脱衣室

(3)イ①cの基準に適合していること。

(iv)　地盤

次の(a)又は(b)に掲げる基準に適合していること。

(a)　(3)イ①dの基準に適合していること。

(b)　地盤を基礎とその内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったもので、当該コンクリートにひび割れ等による隙間が生じていないこと。

(v)　基礎

次の(a)又は(b)に掲げる基準に適合していること。

(a)　(3)イ①eの基準に適合していること。

(b)　地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが300㎜以上であり、かつ、土台又は外壁下端への軒先から流下する水のはね返りを防止する措置が講じられていること。

(vi)　床下

次の(a)又は(b)に掲げる基準に適合していること。

(a)　(3)イ①fの基準に適合していること。

(b)　床下がひび割れ等による隙間が生じていないコンクリートで覆われており、床下木部が湿潤状態になく、かつ、(3)イ①f(ii)の基準に適合していること。

(vii)　小屋裏

次の(a)又は(b)に掲げる基準に適合していること。

(a)　(3)イ①gの基準に適合していること。

(b)　軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものの換気上有効な位置に2以上の換気口が設けられており、小屋組部材が湿潤状態にないこと。

(viii)　構造部材等

(3)イ①hの基準に適合していること。

b　目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況について、腐朽及び蟻害による木材の劣化その他劣化対策に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

②　等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a　目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次の(i)及び(ii)に掲げる基準に適合していること。

(i)　外壁の軸組等

(3)イ②aの基準に適合していること。